

区市町村が条例等で定める基準について

1 区市町村が定める基準について

区 分		対象者	基準の内容
1	地域型保育事業の認可基準	地域型保育事業を開設する事業者	地域型保育事業を開設するに当たっての認可を行うための基準
2	学童クラブの設備及び運営に関する基準	学童クラブを開設・運営する事業者	学童クラブを開設及び運営するに当たっての基準
3	特定教育保育・特定地域型保育の運営に関する基準	施設型給付(※1)・地域型保育給付(※2)の事業者	子ども・子育て支援新制度の給付対象となる事業所(施設)の確認をするための基準
4	保育の必要性の認定等に関する基準	「保育認定」を受ける区民	保育を必要とする世帯の必要性・必要量を認定するための基準

※1 施設型給付:認可幼稚園・認定こども園・認可保育園・子供園

※2 地域型保育給付:小規模保育(定員6人～19人)・家庭的保育(定員5人以下)・事業所内保育(定員の定めなし)・居宅訪問型保育(定員1人)

2 国が政省令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の取扱いについて

基 準	内 容	異なるものを定めることの許容の程度
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	法令の「従うべき基準」と下回る内容を定めることは許容されないが、地域の実情に応じて当該基準以上の内容を定めることは許容される基準
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される基準

3 策定の時期

平成26年3月末に予定されている国の政省令(区市町村が定める基準の根拠となる基準)の作成後、平成26年9月までには区市町村の基準を策定する。

【参考】新制度における教育・保育施設に係る基準について —国の考え方—

	施設・事業名	認可基準		確認基準	
		現 行	新制度	現 行	新制度
施設型	幼稚園	幼稚園設置基準(文部科学省令)	同左	基準なし	区が基準となる条例を制定 特定教育保育・特定地域型保育の運営に関する基準
	保育所	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	同左		
	認定こども園				
	幼保連携型	幼稚園設置基準(文部科学省令) 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 東京都認定こども園の認定要件に関する条例	東京都が基準となる条例を制定 ※新幼保連携型認定こども園の認可基準		
	幼稚園型	幼稚園設置基準(文部科学省令) 東京都認定こども園の認定要件に関する条例	同左		
	保育所型	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 東京都認定こども園の認定要件に関する条例	同左		
	地方裁量型	東京都認定こども園の認定要件に関する条例	同左		
地域型	小規模保育事業(定員6～19人)	杉並区小規模保育所事業実施要綱			
	家庭的保育事業(定員5人以下)	杉並区家庭福祉員制度要綱			
	居宅訪問型事業(ベビーシッター)	区の基準なし	区が基準となる条例を制定 地域型保育事業の認可基準		
	事業所内保育事業	区の基準なし			